

規制の事前評価書

消費者安全調査委員会（仮称）の設置

所管課室名：消費者安全課

電 話：03-3507-9128

評価年月日：平成 24 年 2 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

消費者庁の発足以前より、様々な事故（ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリー窒息事故等）が発生し、これら消費者の生命・身体の安全を脅かす事故に対して、国の行政として適切に対処できる仕組みが必要であるとの問題意識が消費者庁設置に至る契機の重要要素であった。

消費者庁設置に伴って施行された「消費者安全法」(平成 21 年法律第 50 号)により、消費者事故情報を消費者庁に一元的に集約する制度は整備された。これにより、消費者行政という横割りの視点から各省に対する司令塔機能を果たすべき消費者庁において、消費者安全の確保という観点で消費者事故情報を一元的に集約・分析することで、従来業所管による縦割りの行政機関間における情報共有の不備等により消費者の安全・安心が脅かされる事態に対応することができるようになった。

しかし、集約した消費者事故情報について、さらに事故の原因を究明し事故の再発・拡大を防止するための知見を得る事故調査を行う仕組みについては、消費者庁発足時には整備が間に合わず、「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う」ことが発足後の検討課題とされた(参議院消費者問題に関する特別委員会における消費者庁設置法案等に対する附帯決議 14 項)。

(2) 規制改正の目的

消費者安全法の改正により消費者安全調査委員会（仮称）（いわゆる 8 条機関）を設置し、生命・身体分野の消費者事故等の原因を究明し、再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行うために必要な権限を設ける。なお、当該権限は調査を実施するために必要な限度において行使するものである。

(3) 規制改正の必要性

消費者安全調査委員会（仮称）が調査等を行う場合、通常、任意で調査を行うが、事故の原因関係者等の任意の協力が得られない場合等においては、当該調査権限を行使する必要がある。

(4) 規制改正の内容

消費者安全調査委員会（仮称）は、生命・身体被害分野の消費者事故等の発生・拡大の防止及び消費者事故が発生した場合における被害の軽減を図るために当該事故等の原因を究明する必要がある場合、必要な限度において、報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止の処分をすることができる（運輸安全委員会設置法第18条参照）。

2. 想定される代替案

各事業所管省庁において分野ごとに行っている行政処分を前提とした調査とは別に事故調査のための当該規制の権限を規定し、各事業所管省庁がこれを行行使する独立した体制（例えば、審議会等）を整備するとともに、事業所管省庁から独立した第三者が、事業所管省庁から独立した視点で、消費者安全の確保のために、事業所管省庁が行った調査結果を検証する体制を整備することが必要になるが、こうした体制の整備の実現は困難であり、同様の行政目的を達成しうる代替案はおおよそ想定し難い。

3. 分析対象期間

消費者安全法の一部を改正する法律のうち、本規正に係る規定の施行後5年とする。

4. 費用及び便益を推計する際の比較対象

本法の改正を行わない場合、消費者安全調査委員会（仮称）が行う調査等は、任意の調査となり、事故の原因関係者等の任意の協力が得られない場合等は事故調査自体を行うことができない。

5. 規制の費用

(1) 遵守費用

事故等調査における物件提出については、規制を受ける者の負担となるが、事故品であることが想定されるため、物件本来の財産的価値を保っていると考えるににくい。

(2) 行政費用

事故等調査を行うためには、消費者安全調査委員会（仮称）の委員手当を含む委員会運営に関する費用、同会を補佐する事故調査室（消費者安全課内に設置）の新設に関する費用、同会の専門委員及び同会を補佐する事故調査室員が事故調査を実施するための費用（実験・分析等の委託費を含む）が発生する。消費者安全調査委員会（仮称）が行う調査等は、通常、任意で行うものと考えており、その場合には規制の費用は発生しない。また、事故の原因関係者等の任意の協力が得られない場合については、調査権限を行使することになるが、前述の事故調査を行うための体制や予算が規制の行使にも活用できる。

(3) その他の社会的費用

特に想定されるものはない。

6. 規制の便益

消費者安全調査委員会（仮称）が、生命・身体分野の消費者事故等の原因を究明し、さらにその結果を踏まえて、再発・拡大防止のための提言等を行い、消費者庁を始め、関係行政機関が適切な施策・措置を講じることにより、同種・類似の消費者事故の再発・拡大防止が図られることが期待される。

7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本法の改正により、これまで原因究明、再発・拡大防止の対応が十分ではなかった消費者事故等について、消費者安全調査委員会（仮称）が、生命・身体分野の消費者事故等の調査結果を踏まえて、再発・拡大防止のための提言等を行い、消費者庁を始め、関係行政機関が適切な措置を講じることにより、同種・類似の消費者事故の再発・拡大防止が図られることが期待される。

消費者安全調査委員会（仮称）の設置により、人件費や事故調査のための費用が発生するが、当該機関による事故調査は、これまで、おおよそ何ら対応が取られてこなかった消費者事故等を未然に防止することにつながり、結果として費用を便益が上回ると考えられる。

8. 有識者の見解その他関連事項

有識者等からなる「事故調査機関の在り方に関する検討会」を平成22年8月に消費者庁に立ち上げ、平成23年5月に取りまとめた。本件はその取りまとめを踏まえたものである。また、当該取りまとめ及び調査体制の整備については消費者委員会の調査審議を経ているものである（平成23年6月及び10月）。

9. レビューを行う時期又は条件

消費者安全法の一部を改正する法律のうち、本規正に係る規定の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。